

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程

制定理由

- ・ 附属高等学校大泉校舎の閉校に伴い、大泉校舎主事を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものである。
- ・ 教職大学院の実務家教員の選考基準について別に定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

- ・ 東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

平成24年 2 月 3 日 附属学校運営会議 審議・承認

平成24年 2 月22日 教育研究評議会 報告

- ・ 東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

- ・ 東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する規程

平成24年 2 月 8 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年 2 月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第 5 号

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校運営規程等（平成16年規程第24号）
- (2) 東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する規程

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年 1 月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属高等学校大泉校舎の閉校に伴い，大泉校舎主事を廃止する必要があるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>第14条 削除</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成24年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 <u>（附属高等学校大泉校舎の主事）</u> <u>第14条 附属高等学校大泉校舎に主事を置く。</u> <u>2 主事は，当分の間，附属国際中等教育学校長が兼務し，校長の職務の一部を代理する。</u> 〔省略〕

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の制定に伴い，所定の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者，並びに大学院教育学研究科教職実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）<u>又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）</u>に定める教授，准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は，平成24年2月9日から施行する。</u> <u>2 この規程施行の際，現に本学の特任教授等である者は，この規程により選考されたものとみなす。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者，並びに大学院教育学研究科教職実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授，准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：教職大学院の実務家教員の選考基準について別に定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考の基準) 第5条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。<u>ただし、実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）の選考基準については、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この要項は、平成24年2月9日から施行する。</u> <u>2 この要項施行の際、現に本学の教職大学院の実務家教員である者は、この要項により選考されたものとみなす。</u>	〔省略〕 (選考の基準) 第5条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。 〔省略〕